製薬セミナー 11月期

・製品品質の照査

薬務課振興係

1

製品品質の照査

2

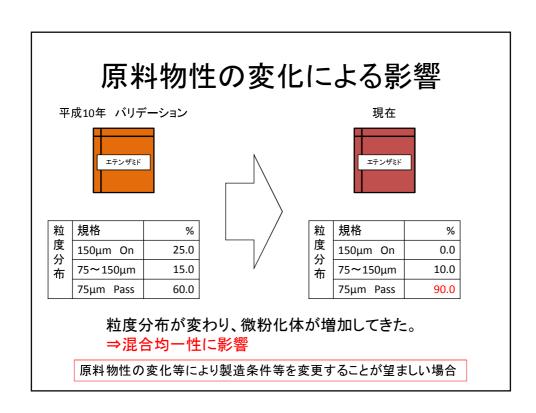
製品品質の照査とは

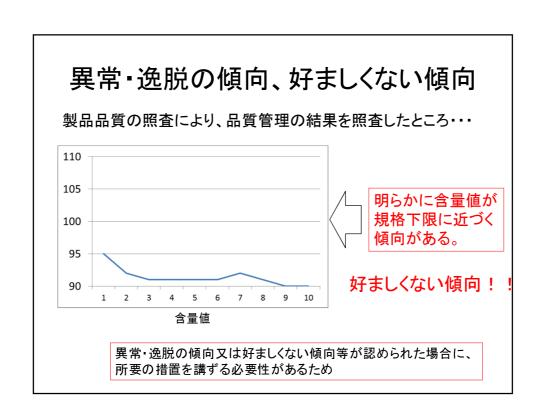
・GMP省令第5条に規定する製造・品質管理業務は、製品品質の照査を含むこと。

製品品質の照査は、定期的又は随時、製品品質に関する結果・状況等を照査・分析することにより、製品が適切に管理された状態で製造されているか、又は改善の余地があるか確認するために実施するものであること。

製品品質の照査の必要性

バリデートされた工程であっても、製造実績を 積み上げるに従って、より製品品質を向上さ せるために改善事項を見出される場合があ る。

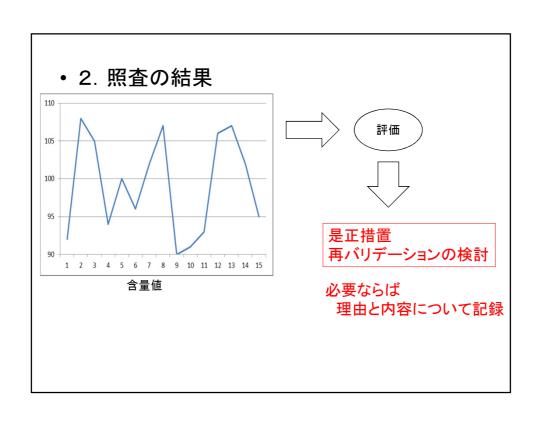


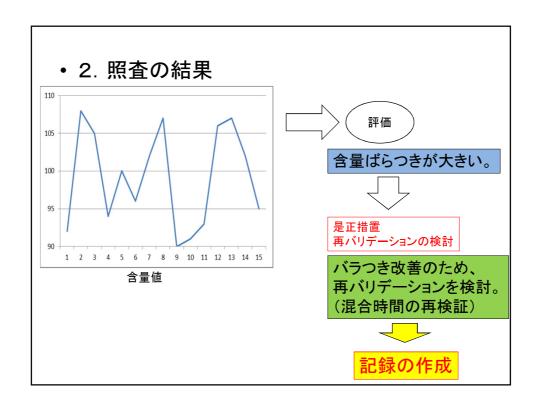


製品品質の照査の方法

手順を定め、次の事項に留意して実施

- 1. 通例、年1回は実施
- 2. 照査の結果については評価を行い、是正措置又は再バリデーションの実施の必要性を検討すること。是正措置又は再バリデーションが必要であるとされた場合には、その理由及び内容について記録を作成すること。
- 3. リスクに応じて、製品の種類ごとにグループ化して実施する場合には、科学的な妥当性を示すこと。



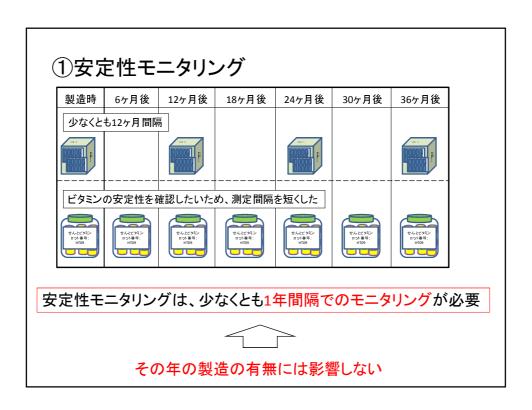


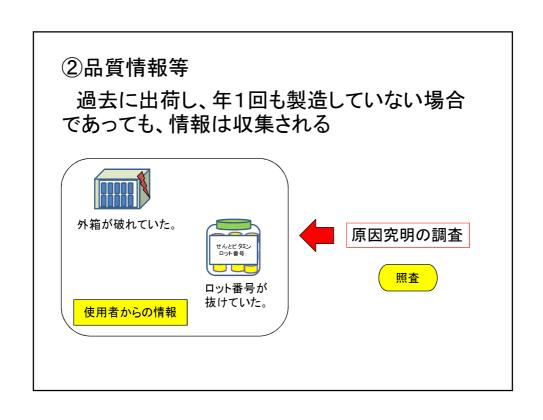
製造頻度が1ロット/年以下の場合

市場出荷後の製品の品質に係る情報

- ①安定性モニタリングの結果及びすべての好ましくない傾向についての照査
- ②品質に関連するすべての返品、品質情報及 び回収並びにその当時実施された原因究明調 香についての照査

は、製造頻度にかかわらず行うこと。





製造頻度が1ロット/年以下の場合

それ以外の項目は、

- ①あらかじめ照査を行うロット数
- ②①に満たなくても<mark>照査を行う年数</mark>を製造業者が適切に決定し、手順に明記

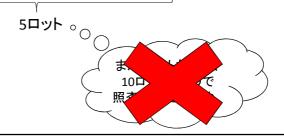
なお、①に満たなくても、②を経過する場合は製品品質の照査を行うこと。

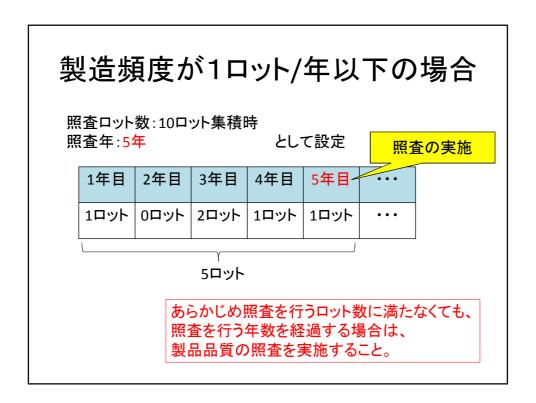
製造頻度が1ロット/年以下の場合

照査ロット数:10ロット集積時

照査年:5年 として設定

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	•••
1ロット	0ロット	2ロット	1ロット	1ロット	•••





製品品質の照査項目

照査の対象には、少なくとも以下の事項が含まれると考えられるが、製造所の実情に応じて製造業者が適切な項目を設定して実施すること。

照查項目①

• 原料及び資材の受入時における試験検査の 結果の照査









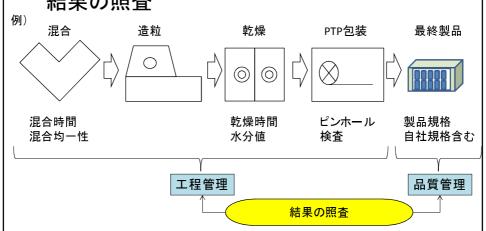
対象範囲は、通例、

製剤の場合は、出荷される製品(中間製品を含む。)に含まれる原料及び資材 (製品品質に影響を及ぼす資材)が対象

原薬(中間体を含む)の場合は、重要な原料及び資材が対象 対象となる項目は、手順書に記載することが望ましい。

照査項目②

重要な工程管理及び最終製品の品質管理の 結果の照査



照查項目③

・確立された規格に対し不適合であった全バッチの照査及びそれらの調査



乾燥工程

規格値:水分値が1.0%以下

製造実績:

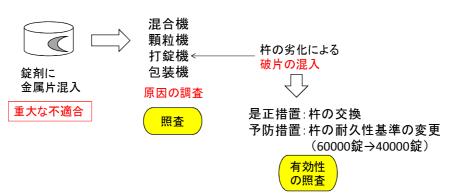
ロット番号: AAA <u>測定値: 2.0%</u>

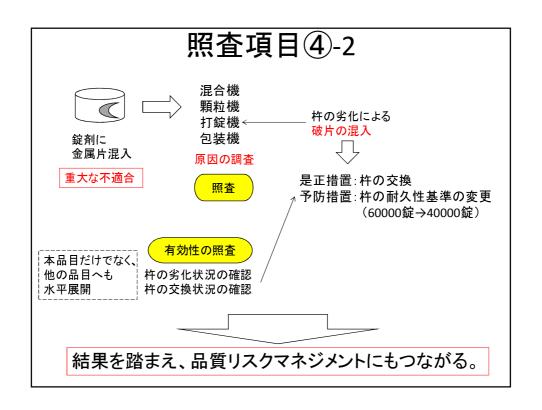
不適合

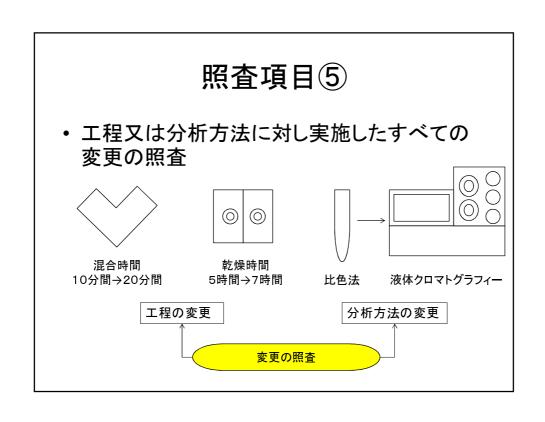
照査と調査

照查項目4

すべての重大な逸脱又は不適合、それらに 関連する調査、及び結果として実施された是 正処置、予防処置の有効性についての照査







照查項目⑥

• 提出し、承認され、又は承認されなかった製造販売承認事項の変更(輸出届事項の変更を含む。)についての照査



※製造販売業者が主体的となる事項であるが、GMPの適正かつ円滑な実施のため、GQP省令第7条の取決めに基づき、製造業者が関与するものをいう。

照查項目⑦(必須)

安定性モニタリングの結果及びすべての好ましくない傾向についての照査

<参考・安定性モニタリング>

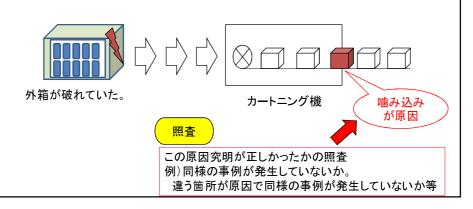
<参考:安定性モニタリンク> 										
	製造時	6ヶ月後	12ヶ月後	18ヶ月後						
チアミン塩化物 塩酸塩	110%	108%	105%	102%						
	1	1	1	1						
それぞれ σ	それぞれの測定時期におけるモニタリング結果を (4)									

それぞれの測定時期におけるモニタリング結果を もとに長期の安定性を監視する。

照査

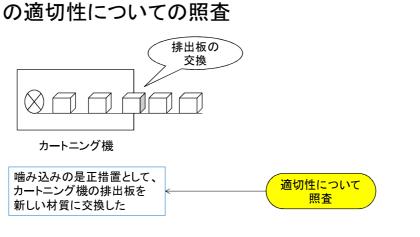
照查項目⑧(必須)

・ 品質に関連するすべての返品、品質情報及 び回収並びにその当時実施された原因究明 調査についての照査



照查項目⑨

• 工程又は装置に対して実施された是正措置 の適切性についての照査



照查項目⑩

新規製造販売承認及び製造販売承認事項 一部変更に関しては、市販後の誓約につい ての照査



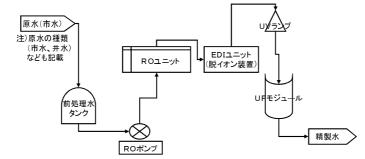
誓約書 長期安定性試験 承認申請の際に、 長期安定性試験について 適切に実施する旨の誓約 を行った。 照査

長期安定性試験 安定性モニタリング の照査

※製造販売業者が主体的となる事項であるが、GMPの適正かつ円滑な実施のため、GQP省令第7条の取決めに基づき、製造業者が関与するものをいう。

照查項目①

• 関連する装置及びユーティリティーの適格性評価状況



製造設備及び空調、製造用水設備等の製造支援システムを対象とし、 それらシステムの日常点検・定期点検・試験の結果に基づいて稼働状況の<mark>照査</mark> を行うことである。なお、対象とする製造設備は、その種類、特性、使用目的、使用頻度等 により、製品の品質へのリスクを勘案し、製造業者等として定めておくこと。

例:精製水製造装置

稼働状況

の

照査

日常点検 活性炭ろ過機の圧力 イオン交換後の導電率確認 (インライン)

UVランプの点灯有無

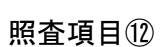
定期点検

活性炭ろ過機の圧力、交換導電率計の点検、校正

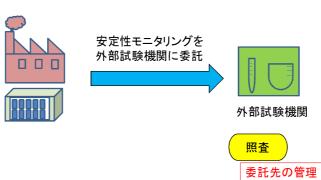
. . .

試験検査

日局精製水試験



委託している場合は、委託先に対する管理に ついての照査



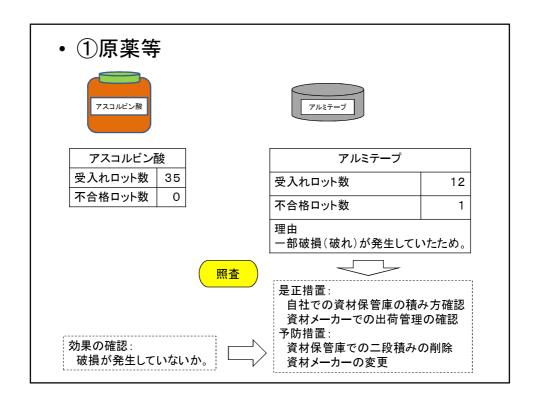
15

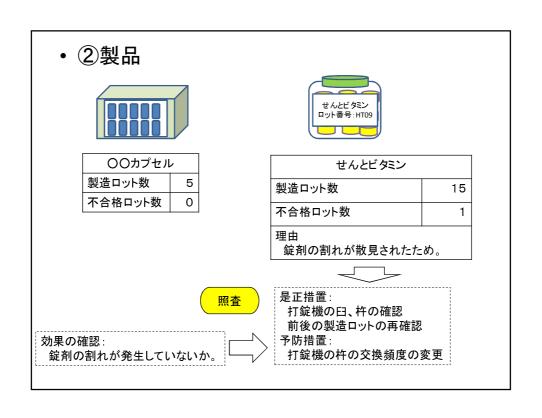
具体的な照査項目の事例

・ 照査は、実施している製造管理及び品質管理に応じて傾向と是正措置、予防措置の妥当性について評価し、現行の規格の適格性、製品が適切に管理された状態で製造できているかどうか、再バリデーションの要否や更なる改善の要否などを判断できるものとする。

具体的な照査項目の事例

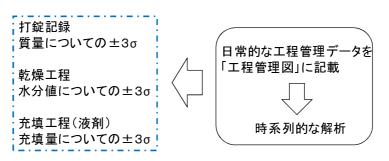
- ①原薬、添加剤、品質に影響を及ぼす容器や 包材については、対象品目ごとの受入れのロット数と不合格ロット数(逸脱の発生したロット数) 及びその理由(調査結果)。実施したCAPAの 内容と効果の確認結果。
- ②製品については、対象品目ごとの製造ロット数と不合格ロット数(逸脱の発生したロット数)及びその理由(調査結果)。実施したCAPAの内容と効果の確認結果。





日常使用の工程管理図の扱い

•「工程管理の照査」の実施においては、過去に製造したロットについて、工程内管理データ、試験検査データ等を工程管理図に記入し、時系列的な解析を行うことも一つの方法



製造ロット数が多数の場合

実施方法は、製造業者等として適切に設定しておくことで差し支えない。

例えば、一定期間の全ロットを対象とする方法、年間を通じて多数ロットを生産しているような場合にはランダムに抽出(抽出方法は工程管理の照査の目的(例えば季節変動の評価確認等)に見合ったものであること)を行う等により製造工程の変動要因が許容条件内にあることを検証する方法等がある。

製造ロットが多数の場合

• 一定期間の全ロットを対象とする方法

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月
										5 ロット	5ロシ

一定期間の全ロットを対象 この場合は、「20ロット」

製造ロットが多数の場合

・ランダムに抽出する方法

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月
										5 ロット	5 ロット

季節変動も考慮し、1月、4月8月、12月を選定

季節変動:糖衣、コーティング工程の溶剤量等にて調整されている場合など。

製造ロットが多数の場合

• ランダムに抽出する方法

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月
							П			5ロット	5 ロット

1月、2月、4

を選定

季節変動: 糖衣、コーティング工程の溶剤量等にて 調整されている場合など。

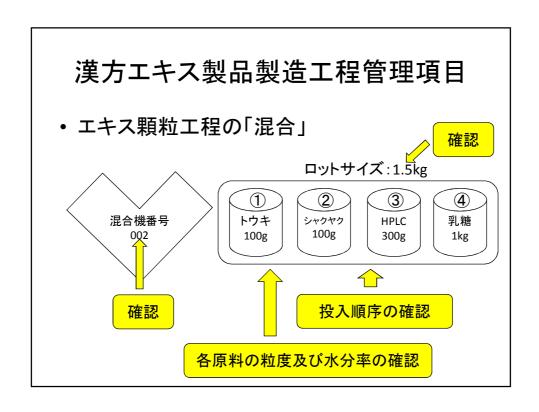
生薬、漢方エキス等

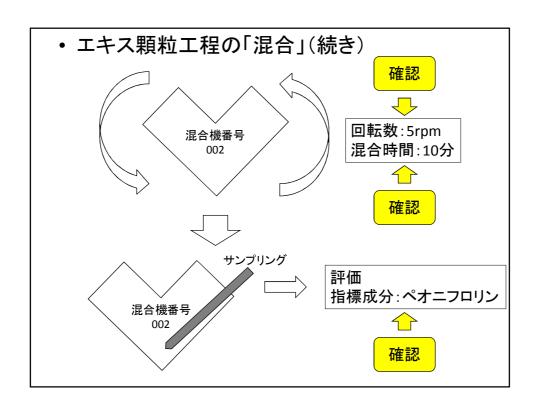
・乾燥エキス粉末、軟エキス等に係る製品の各製造工程(抽出、濃縮、スプレードライ等)において、定められた設備を用い定められた製造条件において作業されたことを製造記録等から確認し、工程内管理値の変動が定められた範囲内にあることが確認されている場合には、ロット間の平均値±3σの管理によらなくても、指標成分、エキス含量、乾燥減量等から必要な項目をあらかじめ選定し、対象ロットが承認規格の範囲内にあることを確認する等の方法によることで差し支えない。

漢方エキス製品製造工程管理項目

例示内容は、GMP5-20に記載された表にて、

「乾燥エキス製造工程」 「エキス顆粒製造工程」 に分けて、記載されています。





ご清聴ありがとうございました。